

平成25年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その4)

区 分	件 名	概 要																												
<p>◎条例案 総務部</p>	<p>(1件) 【1】 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">予 算</td> <td style="width: 10%;">- 件</td> <td rowspan="6" style="width: 10%; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="width: 50%; vertical-align: middle;">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令による半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正</p> <p>① 特例措置の適用対象の改正 半島振興対策実施地域の区域内において設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、地方交付税による減収補てん措置の対象を規定する総務省令が改正されたため、当該措置の対象が合致するよう、次の改正を行う。</p> <p>イ 対象業種の追加 旅館業を対象業種に追加する。</p> <p>ロ 適用期限の設定 設備の新設又は増設の期限を、平成27年3月31日までとする。</p> <p>ハ 対象設備の見直し 租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定の適用を受ける設備(半島振興対策実施地域のうち、市町長が産業の振興に関する計画を策定し関係大臣が指定する地区内のもの)を対象とする。</p> <p>ニ 対象設備の取得価額の下限額の引下げ 現行の一律の取得価額の下限額を、事業者の資本金規模等に応じた取得価額の下限額に改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業者の資本金規模等</th> <th style="width: 30%;">取得価額の下限額</th> <th style="width: 40%;">(参考)現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人・1,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2,700万円超</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 5,000万円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その他規定を整備する。</p> <p>(2) 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正</p> <p>① 特例措置の適用期限の延長 過疎地域内において設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、地方交付税による減収補てん措置の対象を規定する総務省令が改正されたため、当該措置の対象が合致するよう、設備の新設又は増設の期限を、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで2年間延長する。</p> <p>② その他規定を整備する。</p>	予 算	- 件	}	議案 1件	条 例 案	1 件	その 他 議 案	- 件	認 定	- 件	報 告 出	- 件	提 出	- 件	計	1 件			事業者の資本金規模等	取得価額の下限額	(参考)現行	個人・1,000万円以下	500万円以上	2,700万円超	1,000万円超 5,000万円以下	1,000万円以上	5,000万円超	2,000万円以上
予 算	- 件	}	議案 1件																											
条 例 案	1 件																													
その 他 議 案	- 件																													
認 定	- 件																													
報 告 出	- 件																													
提 出	- 件																													
計	1 件																													
事業者の資本金規模等	取得価額の下限額	(参考)現行																												
個人・1,000万円以下	500万円以上	2,700万円超																												
1,000万円超 5,000万円以下	1,000万円以上																													
5,000万円超	2,000万円以上																													

区 分	件 名	概 要										
		<p>(3) 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正</p> <p>① 特例措置の適用対象の改正  離島振興対策実施地域内において設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、地方交付税による減収補てん措置の対象を規定する総務省令が改正されたため、当該措置の対象が合致するよう、次の改正を行う。</p> <p>イ 対象業種の追加  情報サービス業等を対象業種に追加する。</p> <p>ロ 適用期限の設定  設備の新設又は増設の期限を、平成27年3月31日までとする。</p> <p>ハ 対象設備の見直し  租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定の適用を受ける設備(離島振興対策実施地域のうち、市町長が産業の振興に関する計画を策定し関係大臣が指定する地区内のもの)を対象とする。</p> <p>ニ 対象設備の取得価額の下限額の引下げ  現行の一律の取得価額の下限額を、事業者の資本金規模等に応じた取得価額の下限額に改める。</p> <p>(イ) 製造業又は旅館業</p> <table border="1" data-bbox="695 902 1493 1043"> <thead> <tr> <th>事業者の資本金規模等</th> <th>取得価額の下限額</th> <th>(参考)現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人・5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> <td rowspan="3">2,700万円超</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超 1億円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 情報サービス業等  500万円以上</p> <p>② その他規定を整備する。</p>	事業者の資本金規模等	取得価額の下限額	(参考)現行	個人・5,000万円以下	500万円以上	2,700万円超	5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上
事業者の資本金規模等	取得価額の下限額	(参考)現行										
個人・5,000万円以下	500万円以上	2,700万円超										
5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上											
1億円超	2,000万円以上											